

社会福祉法人長い坂の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長い坂の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、合算した時間を基準として支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、合算した時間を基準として支払うものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長の報酬は、別表2のとおりとする。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(兼務役員等)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額		実費弁償費
理事会出席報酬等	4時間未満	5,000円	2,000円
	4時間以上	10,000円	
評議員会出席報酬等	4時間未満	5,000円	2,000円
	4時間以上	10,000円	
評議員選任・解任委員会出席報酬等	4時間未満	5,000円	2,000円
	4時間以上	10,000円	

別表 2

役 職 名	勤 務 形 態	月 額 報 酬	旅 費 等
理事長	非常勤	200,000円	役員会等への出席、法人業務のための出張等の報酬は支給しない。ただし、旅費等については、実費相当額を支給する。

名 称	報 酬 額		実費弁償費
理事・評議員業務報酬等	4時間未満	5,000円	2,000円
	4時間以上	10,000円	
監事監査指導報酬等	4時間未満	5,000円	2,000円
	4時間以上	10,000円	

別表 3

報 酬 額	旅 費	宿 泊 費	そ の 他
10,000円	実 費	実 費	実 費